

廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の本旨を達成するため、事業計画者が廃棄物最終処分場を設置等しようとする場合に必要な事前手続を定めることにより、適正な最終処分場が確保されることを期し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項又は第7条第14号に規定する施設をいう。
- (2) 事業計画者 最終処分場の設置事業又は法第9条第1項若しくは第15条の2の6の規定による最終処分場の変更許可の対象となる事業を行おうとする者をいう。
- (3) 周辺地域 事業計画について周知を図る必要がある地域として、別に定める地域をいう。
- (4) 関係者 周辺地域の個人、法人その他の団体であって、別に定める者をいう。
- (5) 管轄市町村 最終処分場の計画地又は所在地を管轄する市町村をいう。
- (6) 関係市町村 最終処分場の設置又は変更により生活環境保全上の影響が及ぶおそれのある地域を管轄する市町村をいう。

(社会的信頼を失う行為に対する措置)

第3条 地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）は、事業計画者がこの要綱に定める手続を行うにあたり、理由のいかんを問わず関係者を脅迫する等の行為その他の社会的信頼を失う行為を行った場合には、直ちにこの要綱による手続を中断し、関係書類を返却することができる。

(事前相談)

第4条 事業計画者は、法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可申請（以下「許可申請」という。）に先立ち、所長（最終処分場の計画地又は所在地を管轄する所長。以下同じ。）に事前相談を行う。

(事業予定計画書案等の提出)

第5条 事業計画者は、前条の規定による事前相談を経た後に、所長の指示するところにより、事業予定計画書案（第1号様式の1）及び法第8条第3項又は第15条第3項に掲げる調査（以下「生活環境影響調査」という。）の実施計画書を作成し、所長に提出する。

(技術検討会による事業予定計画書案等の検討)

第6条 所長は、事業計画者から事業予定計画書案及び生活環境影響調査実施計画書（以下「事業予定計画書案等」という。）が提出されたときは、別に定める神奈川県廃棄物処理施設技術検討会（以下「技術検討会」という。）において、技術的見地から専門的に検討を行う。

(専門的知識を有する者からの意見聴取)

第7条 所長は、前条の規定による事業予定計画書案等の検討が終了したときは、別に定めるところにより専門的知識を有する者の意見を聴く。

(事業予定計画書案等に対する指導書の作成等)

第8条 所長は、前条の規定により専門的知識を有する者の意見を聴いたときは、神奈川県環境農政局環境部長（以下「部長」という。）と協議し、事業予定計画書案等について審査を行い、必要な事項に関する指導書を作成し、事業計画者に送付するとともに、その写しを管轄市町村長に送付する。

2 事業計画者は、事業予定計画書案等に対する指導書を受け取ったときは、速やかに、事業予定計画書及び生活環境影響調査の結果の写し（以下「事業予定計画書等」という。）の提出予定期日を所長に届け出る。

（事業予定計画書等への準用）

第9条 前3条の規定は、第11条の規定により事業予定計画書等が提出された場合について準用する。
この場合において、第6条中「事業予定計画書案」とあるのは「事業予定計画書」と、「生活環境影響調査実施計画書」とあるのは「生活環境影響調査の実施結果の写し」と、第8条第1項中「管轄市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第2項中「事業予定計画書及び生活環境影響調査の結果の写し」とあるのは「指導書への対応案」と読み替える。

（生活環境影響調査の実施）

第10条 事業計画者は、第8条第1項の規定による指導書を受け取った後に生活環境影響調査に着手する。

（事業予定計画書等の提出等）

第11条 事業計画者は、第8条第1項の規定による指導書の内容を踏まえて事業予定計画書（第1号様式の2）を作成し、生活環境影響調査の実施結果の写しと併せて所長に提出する。

（関係市町村長との協議等）

第12条 所長は、事業計画者から事業予定計画書等が提出されたときは、当該事業予定計画書等の写しに、事業予定計画書案等に対する委員会の意見の概要を添えて、関係市町村長に送付し、生活環境保全上の見地からの意見を聴く。

2 関係市町村長は、事業予定計画書等に対する意見を述べるに当たり、事業計画者に対し事業予定計画書等の内容について説明を求めることができる。

（事業予定計画書等の周知及び関係者意見の聴取等）

第13条 事業計画者は、第11条の規定により所長に事業予定計画書等を提出したときは、関係者説明会（以下「説明会」という。）を開催するほか、関係者に対し、事業予定計画書等の内容について周知を図る。

2 事業計画者は、関係者から事業予定計画書等の内容について、生活環境保全上の見地からの意見を聴き、その概要等を関係者意見報告書（第2号様式）により所長に報告する。

3 関係者意見報告書には、関係者から提出された意見を記載した書面（以下「関係者意見書」という。）の写し及び関係者意見書の意見に対する事業計画者の見解を記載した見解書（第3号様式）を添付する。

（事業予定計画書等及び見解書の閲覧等）

第14条 所長は、関係者意見報告書を受領したときは、その写しを関係市町村長に送付する。

2 所長は、事業予定計画書等の写し及び第8条第1項の規定による指導書の写しにあつては説明会の翌日から、関係者意見書の写し及び見解書の写しにあつては関係者意見報告書が事業計画者から提出された後遅滞なく、地域県政総合センターにおいて一般の閲覧に供する。

（対応案等の提出）

第15条 事業計画者は、事業予定計画書等に対する指導書を受け取ったときは、当該指導書の内容についての対応案（以下「対応案」という。）を作成し、所長に提出する。

2 事業計画者は、対応案について関係市町村長及び関係者に説明するとともに、自らの責任において必要な者と調整を図り協議を整える。

3 事業計画者は、前項の規定により協議を整えたときは、関係市町村長及び関係者との調整及び協議の概要を記載した報告書（以下「協議概要報告書」という。）を所長に提出する。

(対応案の再検討)

第 16 条 所長は、前条の規定により提出された対応案及び協議概要報告書について、再度検討する必要があると認めた場合には、技術検討会での検討又は委員会の意見聴取を行うことができる。

- 2 前項の規定により委員会の意見を聴取した後の手続については、第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項から同条第 3 項の例による。

(事前手続の終了)

第 17 条 所長は、第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定により提出された対応案及び協議概要報告書の内容を適当と認めたときには、部長と協議のうえ、事業計画者に対して事前手続の終了を通知する。

(報告)

第 18 条 事業計画者は、第 17 条の規定による通知を受け取った日から 3 月を経過しても法に規定する手続を行うことができないときは、その理由を当該通知を受け取った日から 3 月ごとに所長に報告する。

- 2 次に該当する場合には、所長は、事業計画者に対し必要な報告を求めることができる。
 - (1) 第 8 条第 2 項の規定による届出（第 9 条で準用する場合を含む。）がない場合又は当該届出に記載した提出予定期日を相当期間経過しても事業予定計画書等が提出されない場合
 - (2) 事業計画者が相当期間この要綱に定める手続を行わない場合（前号に掲げるものを除く。）

(事業計画中止の取下げ等)

第 19 条 事業計画者は、第 17 条の規定により事前手続の終了の通知を受け取った後に事業計画を中止した場合には、速やかに所長に届け出る。

- 2 事業計画者は、当該事業計画についてこの要綱に定める手続を継続することができないと判断したときは、速やかに事業予定計画書案等その他この要綱に基づき提出した関係書類（以下「関係書類」という。）の取下げを届け出る。
- 3 所長は、事業計画者が前条第 2 項の規定による報告の求めに正当な理由なく応じない場合又は当該事業計画について、この要綱に基づく手続を継続することが困難と判断したときは、事業計画者から提出された関係書類を返却し、この要綱に基づく手続を中止することができる。
- 4 所長は、事業計画者から第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく届出があったとき又は第 3 項の規定により手続を中止したときには、その旨を関係市町村長に通知する。

(事業の計画変更等の手続)

第 20 条 事業計画者は、第 17 条の規定による通知を受け取った後、許可申請を行うまでの間に、事業予定計画書等に記載された事項の内容を変更（指導書に基づく内容の変更を除く。）しようとするときは、その旨を所長に届け出る。

- 2 前項に規定する場合における事業の計画変更に係る手続は、第 5 条から第 19 条までの規定の例による。この場合において、当該変更の内容が軽微なものである場合その他の場合であって所長が必要ないと認めるときは、部長と協議のうえ、この要綱に定める手続の全部又は一部を行わないことができる。

(新たな事業計画の実施とみなす場合)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、新たな事業計画の実施とみなす。

- (1) 神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号。以下「条例」という。）の対象事業となった事業計画の場合

条例第 77 条の規定に基づき新たな対象事業の実施とみなされた場合において、この要綱に規定する手続を行おうとする場合

- (2) 前号を除く事業計画の場合

事業計画者が第 17 条の規定による通知を受けた日から 2 年間を経過した後に、許可申請をしようとする場合

- 2 前項の規定により新たな事業計画とみなされた事業計画について、所長が必要ないと認めるとき

は、部長と協議のうえ、この要綱に基づく手続の全部又は一部を行わないことができる。

(環境影響評価審査書への配慮)

第22条 所長は、条例が適用される事業に対する指導書を作成するときは、当該事業に係る条例第20条第1項の規定による環境影響評価審査書の内容について配慮する。

(手続の一部の省略)

第23条 条例が適用される最終処分場の設置等の場合又はその他の場合であって、所長が必要ないと認めるときは、部長と協議のうえ、この要綱で定める手続の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(その他)

第25条 この要綱に定めのない事項は、部長と所長が別途協議して定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

事業予定計画書案

年 月 日

神奈川県 地域県政総合センター所長 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 〕
電 話

廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱第5条の規定により、次のとおり提出します。

（生活環境影響調査実施計画書を添付）

目 次

(ページ)

1	施設の名称	-----
2	施設の設置場所	-----
3	施設の概要	-----
	(1) 埋立実施期間	
	(2) 計画面積	
	(3) 計画容積	
4	地形・地下水等の事前調査の結果	-----
	(1) 地形調査	
	(2) 地質調査	
	(3) 地下水調査	
	(4) 表流水等調査	
	(5) 降水	
	(6) 気象	
	(7) 動植物	
	(8) 文化財	
	(9) 搬入道路	
	(10) 土地利用	
	(11) 騒音	
	(12) 既往災害	
	(13) その他	
5	環境保全対策	-----
	(1) 廃棄物の流出防止対策	
	(2) 地下水の汚染防止対策	
	(3) 雨水・湧水の流入防止対策	
	(4) 埋立地内の保有水等の排除対策	
	(5) 保有水等の放流対策	
	(6) 悪臭防止対策	
	(7) 粉じん防止対策	
	(8) 騒音防止対策	
6	最終処分場の関連設備の概要	-----
	(1) 擁壁等	
	(2) 地滑り防止工及び沈下防止工	
	(3) 遮水工	
	(4) 管渠その他の集水設備	
	(5) 浸出液処理施設	
	(6) 開渠その他の設備	
	(7) 囲い	
	(8) 立札	
	(9) 門扉	
	(10) その他	
7	埋立に使用する機材	-----

- 8 埋立中の維持管理 -----
- (1) 管理体制
 - (2) 搬入管理
 - (3) 防災対策
 - (4) 防火対策
 - (5) 環境保全対策
 - (6) 年未年始などの長期にわたる作業の休止時の対応
 - (7) 事故・故障・災害などの緊急時の対応
 - (8) 残容量の測定方法
- 9 最終覆土等 -----
- (1) 最終覆土の予定年月日
 - (2) 最終覆土に伴う造成工事の内容
- 10 埋立終了時の維持管理等 -----
- (1) 管理体制
 - (2) 防災体制
 - (3) 防火体制
 - (4) 環境保全対策
 - (5) 事故・故障・災害などの緊急時の対応
 - (6) 土地利用
 - (7) 廃止時期の確認
- 11 廃止後の維持管理 -----
- (1) 跡地利用の内容及びその地番・面積
 - (2) 跡地の管理責任
- 12 最終処分場設置・管理費見積り -----
- 13 災害防止計画 -----

	()				
	()				
	()				
計	()				

(3) 計画容量

ア 廃棄物の埋立容量及び覆土量

(ア) 廃棄物の埋立容量 m^3

(イ) 覆土量 m^3 (最終覆土量 m^3)

イ 年次別埋立容量

(単位： m^3)

種類 \ 年次	年	年	年	年	年	計
小計						
覆土						
合計						
残容量 m^3						
残余面積 m^2						

4 地形、地下水等の事前調査の結果

調査項目	結 果
(1) 地形調査	<p>(谷口形状)</p> <p>(谷の開口幅、奥行、比高差)</p>
(2) 地質調査	<p>(在来地盤の成層状況)</p> <p>(断層の有無)</p> <p>(軟弱層の有無)</p> <p>(地盤の強度特性及び沈下特性)</p> <p>(計画地盤の透水性)</p>
(3) 地下水調査	<p>(地下水の水位及び水質)</p> <p>(湧水箇所の有無)</p>

調 査 項 目	結 果
(4) 表流水等調査	<p>(計画地内に流入する表流水量)</p> <p>(放流先河川名及び水質汚濁に係る環境基準の種類)</p> <p>(放流先河川の低水量及び現況水量)</p> <p>(放流先河川の利水状況)</p>
(5) 降 水	(平均降雨量及び最大月間降雨量)
(6) 気 象	(風向)
(7) 動 植 物	(動植物の種類)
(8) 文 化 財	(文化財の種類)
(9) 搬 入 道 路	<p>(搬入道路の種類)</p> <p>(道路幅員及び舗装状況)</p>

調査項目	結 果
(10)土 地 利 用	(土地利用の状況) (他法令の規制解除条件)
(11)騒 音	(騒音レベル)
(12)既 往 災 害	(過去の地滑り、崩壊の災害の発生の有無)
(13)そ の 他	(周辺地域関係者の意向)

5 環境保全対策

調査項目	結 果
(1) 廃棄物の 流出防止対策	
(2) 地下水の 汚染防止対策	
(3) 雨水・湧水の 流入防止対策 (地下水集排水 設備を含む)	
(4) 埋立地内の保有 水等の排除対策	
(5) 保有水等の放流 対策	
(6) 悪臭防止対策	
(7) 粉じん防止対策	
(8) 騒音防止対策	

6 最終処分場の関連施設の概要

設備の区分	内 容	設計・施工者の 住 所 ・ 氏 名
(1) 擁 壁 等	(擁壁高) m (延 長) m (天端幅) m (方 式)	
(2) 地滑り防止工及 び沈下防止工	(地滑り防止工) 工法 (沈下防止工) 工法	
(3) 遮 水 工	(鉛直遮水工) 工法 (底部遮水工) 工法	
(4) 保有水等集排水 設備	(管渠等) 径 cm 延長 m (保有水等の調整池)	
(5) 浸出液処理設備	(保有水等量) 最大 m ³ /日 平均 m ³ /日	

設備の区分	内 容	設計・施工者の 住所・氏名																																													
	<p>(設計流入水質及び設計放流水質)</p> <p style="text-align: right;">(単位mg/l)</p> <table border="1" data-bbox="466 392 1145 1877"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 392 710 448">項 目</th> <th data-bbox="710 392 925 448">設計流入水質</th> <th data-bbox="925 392 1145 448">設計放流水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 448 710 548">アルキル水銀化合物</td> <td data-bbox="710 448 925 548"></td> <td data-bbox="925 448 1145 548"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 548 710 649">水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物</td> <td data-bbox="710 548 925 649"></td> <td data-bbox="925 548 1145 649"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 649 710 750">カドミウム及び その化合物</td> <td data-bbox="710 649 925 750"></td> <td data-bbox="925 649 1145 750"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 750 710 851">鉛及びその化合物</td> <td data-bbox="710 750 925 851"></td> <td data-bbox="925 750 1145 851"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 851 710 952">有機リン化合物</td> <td data-bbox="710 851 925 952"></td> <td data-bbox="925 851 1145 952"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 952 710 1052">六価クロム化合物</td> <td data-bbox="710 952 925 1052"></td> <td data-bbox="925 952 1145 1052"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1052 710 1153">砒 素 及 び その化合物</td> <td data-bbox="710 1052 925 1153"></td> <td data-bbox="925 1052 1145 1153"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1153 710 1254">シアン化合物</td> <td data-bbox="710 1153 925 1254"></td> <td data-bbox="925 1153 1145 1254"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1254 710 1355">ホ^ルリ塩化ビ^{フェ}ニル</td> <td data-bbox="710 1254 925 1355"></td> <td data-bbox="925 1254 1145 1355"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1355 710 1456">トリクロロ エチレン</td> <td data-bbox="710 1355 925 1456"></td> <td data-bbox="925 1355 1145 1456"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1456 710 1556">テトラクロロ エチレン</td> <td data-bbox="710 1456 925 1556"></td> <td data-bbox="925 1456 1145 1556"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1556 710 1657">ジクロロメタン</td> <td data-bbox="710 1556 925 1657"></td> <td data-bbox="925 1556 1145 1657"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1657 710 1758">四塩化炭素</td> <td data-bbox="710 1657 925 1758"></td> <td data-bbox="925 1657 1145 1758"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1758 710 1877">1,2-ジ^シクロロエタン</td> <td data-bbox="710 1758 925 1877"></td> <td data-bbox="925 1758 1145 1877"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設計流入水質	設計放流水質	アルキル水銀化合物			水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			カドミウム及び その化合物			鉛及びその化合物			有機リン化合物			六価クロム化合物			砒 素 及 び その化合物			シアン化合物			ホ ^ル リ塩化ビ ^{フェ} ニル			トリクロロ エチレン			テトラクロロ エチレン			ジクロロメタン			四塩化炭素			1,2-ジ ^シ クロロエタン			
項 目	設計流入水質	設計放流水質																																													
アルキル水銀化合物																																															
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物																																															
カドミウム及び その化合物																																															
鉛及びその化合物																																															
有機リン化合物																																															
六価クロム化合物																																															
砒 素 及 び その化合物																																															
シアン化合物																																															
ホ ^ル リ塩化ビ ^{フェ} ニル																																															
トリクロロ エチレン																																															
テトラクロロ エチレン																																															
ジクロロメタン																																															
四塩化炭素																																															
1,2-ジ ^シ クロロエタン																																															

設備の区分	内 容	設計・施工者の 住所・氏名																																													
	<p>(設計流入水質及び設計放流水質)</p> <p style="text-align: right;">(単位mg/l)</p> <table border="1" data-bbox="466 394 1142 1890"> <thead> <tr> <th data-bbox="466 394 711 448">項 目</th> <th data-bbox="711 394 927 448">設計流入水質</th> <th data-bbox="927 394 1142 448">設計放流水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="466 448 711 551">1, 1-ジクロロエチレン</td> <td data-bbox="711 448 927 551"></td> <td data-bbox="927 448 1142 551"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 551 711 654">シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td data-bbox="711 551 927 654"></td> <td data-bbox="927 551 1142 654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 654 711 757">1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td data-bbox="711 654 927 757"></td> <td data-bbox="927 654 1142 757"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 757 711 860">1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td data-bbox="711 757 927 860"></td> <td data-bbox="927 757 1142 860"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 860 711 963">1, 3-ジクロロプロペン</td> <td data-bbox="711 860 927 963"></td> <td data-bbox="927 860 1142 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 963 711 1066">チ ウ ラ ム</td> <td data-bbox="711 963 927 1066"></td> <td data-bbox="927 963 1142 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1066 711 1169">シ マ ジ ン</td> <td data-bbox="711 1066 927 1169"></td> <td data-bbox="927 1066 1142 1169"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1169 711 1272">チオベンカルブ</td> <td data-bbox="711 1169 927 1272"></td> <td data-bbox="927 1169 1142 1272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1272 711 1375">ベ ン ゼ ン</td> <td data-bbox="711 1272 927 1375"></td> <td data-bbox="927 1272 1142 1375"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1375 711 1478">セ レ ン 及 び そ の 化 合 物</td> <td data-bbox="711 1375 927 1478"></td> <td data-bbox="927 1375 1142 1478"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1478 711 1581">1, 4-ジオキサン</td> <td data-bbox="711 1478 927 1581"></td> <td data-bbox="927 1478 1142 1581"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1581 711 1684">ほ う 素 及 び そ の 化 合 物</td> <td data-bbox="711 1581 927 1684"></td> <td data-bbox="927 1581 1142 1684"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1684 711 1787">ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物</td> <td data-bbox="711 1684 927 1787"></td> <td data-bbox="927 1684 1142 1787"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="466 1787 711 1890">ア ン モ ニ ア、 ア ン モ ニ ア 化 合 物、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物</td> <td data-bbox="711 1787 927 1890"></td> <td data-bbox="927 1787 1142 1890"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設計流入水質	設計放流水質	1, 1-ジクロロエチレン			シス-1, 2-ジクロロエチレン			1, 1, 1-トリクロロエタン			1, 1, 2-トリクロロエタン			1, 3-ジクロロプロペン			チ ウ ラ ム			シ マ ジ ン			チオベンカルブ			ベ ン ゼ ン			セ レ ン 及 び そ の 化 合 物			1, 4-ジオキサン			ほ う 素 及 び そ の 化 合 物			ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物			ア ン モ ニ ア、 ア ン モ ニ ア 化 合 物、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物			
項 目	設計流入水質	設計放流水質																																													
1, 1-ジクロロエチレン																																															
シス-1, 2-ジクロロエチレン																																															
1, 1, 1-トリクロロエタン																																															
1, 1, 2-トリクロロエタン																																															
1, 3-ジクロロプロペン																																															
チ ウ ラ ム																																															
シ マ ジ ン																																															
チオベンカルブ																																															
ベ ン ゼ ン																																															
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物																																															
1, 4-ジオキサン																																															
ほ う 素 及 び そ の 化 合 物																																															
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物																																															
ア ン モ ニ ア、 ア ン モ ニ ア 化 合 物、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物																																															

設備の区分	内 容	設計・施工者の 住所・氏名																																																
	<p>(設計流入水質及び設計放流水質)</p> <p style="text-align: right;">(単位:mg/l)</p> <table border="1" data-bbox="485 394 1161 1982"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 394 729 448">項 目</th> <th data-bbox="729 394 944 448">設計流入水質</th> <th data-bbox="944 394 1161 448">設計放流水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 448 729 551">水素イオン濃度</td> <td data-bbox="729 448 944 551"></td> <td data-bbox="944 448 1161 551"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 551 729 654">生物化学的酸素 要 求 量</td> <td data-bbox="729 551 944 654"></td> <td data-bbox="944 551 1161 654"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 654 729 757">化 学 的 酸 素 要 求 量</td> <td data-bbox="729 654 944 757"></td> <td data-bbox="944 654 1161 757"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 757 729 860">浮 遊 物 質 量</td> <td data-bbox="729 757 944 860"></td> <td data-bbox="944 757 1161 860"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 860 729 963">n-Hex 抽出物質 (鉱油類) 含有量</td> <td data-bbox="729 860 944 963"></td> <td data-bbox="944 860 1161 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 963 729 1066">n-Hex 抽出物質 (動植物油脂類) 含 有 量</td> <td data-bbox="729 963 944 1066"></td> <td data-bbox="944 963 1161 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1066 729 1169">フ ェ ノ ール 類 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1066 944 1169"></td> <td data-bbox="944 1066 1161 1169"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1169 729 1272">銅 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1169 944 1272"></td> <td data-bbox="944 1169 1161 1272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1272 729 1375">亜 鉛 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1272 944 1375"></td> <td data-bbox="944 1272 1161 1375"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1375 729 1478">溶 解 性 鉄 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1375 944 1478"></td> <td data-bbox="944 1375 1161 1478"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1478 729 1581">溶解性マンガ 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1478 944 1581"></td> <td data-bbox="944 1478 1161 1581"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1581 729 1684">ク ロ ム 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1581 944 1684"></td> <td data-bbox="944 1581 1161 1684"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1684 729 1787">大 腸 菌 数</td> <td data-bbox="729 1684 944 1787"></td> <td data-bbox="944 1684 1161 1787"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1787 729 1890">窒 素 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1787 944 1890"></td> <td data-bbox="944 1787 1161 1890"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1890 729 1982">磷 含 有 量</td> <td data-bbox="729 1890 944 1982"></td> <td data-bbox="944 1890 1161 1982"></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	設計流入水質	設計放流水質	水素イオン濃度			生物化学的酸素 要 求 量			化 学 的 酸 素 要 求 量			浮 遊 物 質 量			n-Hex 抽出物質 (鉱油類) 含有量			n-Hex 抽出物質 (動植物油脂類) 含 有 量			フ ェ ノ ール 類 含 有 量			銅 含 有 量			亜 鉛 含 有 量			溶 解 性 鉄 含 有 量			溶解性マンガ 含 有 量			ク ロ ム 含 有 量			大 腸 菌 数			窒 素 含 有 量			磷 含 有 量			
項 目	設計流入水質	設計放流水質																																																
水素イオン濃度																																																		
生物化学的酸素 要 求 量																																																		
化 学 的 酸 素 要 求 量																																																		
浮 遊 物 質 量																																																		
n-Hex 抽出物質 (鉱油類) 含有量																																																		
n-Hex 抽出物質 (動植物油脂類) 含 有 量																																																		
フ ェ ノ ール 類 含 有 量																																																		
銅 含 有 量																																																		
亜 鉛 含 有 量																																																		
溶 解 性 鉄 含 有 量																																																		
溶解性マンガ 含 有 量																																																		
ク ロ ム 含 有 量																																																		
大 腸 菌 数																																																		
窒 素 含 有 量																																																		
磷 含 有 量																																																		

設備の区分	内 容	設計・施工者の 住所・氏名															
	<p>(設計流入水質及び設計放流水質)</p> <p style="text-align: right;">(単位mg/l)</p> <table border="1" data-bbox="485 392 1161 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 392 727 443">項 目</th> <th data-bbox="727 392 943 443">設計流入水質</th> <th data-bbox="943 392 1161 443">設計放流水質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 443 727 546">ニッケル及び その化合物</td> <td data-bbox="727 443 943 546"></td> <td data-bbox="943 443 1161 546"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 546 727 649">外 観</td> <td data-bbox="727 546 943 649"></td> <td data-bbox="943 546 1161 649"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 649 727 752">臭 気</td> <td data-bbox="727 649 943 752"></td> <td data-bbox="943 649 1161 752"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 752 727 855">ダイオキシン類</td> <td data-bbox="727 752 943 855"></td> <td data-bbox="943 752 1161 855"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(処理フロー)</p>	項 目	設計流入水質	設計放流水質	ニッケル及び その化合物			外 観			臭 気			ダイオキシン類			
項 目	設計流入水質	設計放流水質															
ニッケル及び その化合物																	
外 観																	
臭 気																	
ダイオキシン類																	
(6) 開渠その他の 設 備	<p>(断面) cm (H) × cm (W)</p> <p>(延長) m</p>																
(7) 囲 い	<p>(高さ) cm</p> <p>(延長) m</p>																
(8) 立 札	<p>(寸法) cm (H) × cm (W)</p>																
(9) 門 扉	<p>(高さ) cm (幅) m</p>																
(10) そ の 他																	

8 埋立中の維持管理

維持管理項目	内 容
(1) 管 理 体 制	<p>(設置者の役割)</p> <p>(技術管理者の役割)</p> <p>(その他の者の役割)</p>
(2) 搬 入 管 理	<p>(受入基準)</p> <p>(受入物のチェック方法)</p> <p>(受入帳簿の様式)</p> <p>(受入時間)</p> <p>(受入制限開始時期の判断及び周知の方法・内容)</p> <p>(受入終了時期の判断及び周知の方法)</p>

維持管理項目	内 容
	<p>(運搬車両による道路のよごれなどのトラブル防止)</p> <p>(その他)</p>
(3) 防 災 対 策	<p>(囲いの安全管理)</p> <p>(擁壁等の安全管理及び点検実施機関)</p> <p>(開渠の安全管理)</p>
(4) 防 火 対 策	<p>(火災の防止)</p> <p>(消火機器等)</p>
(5) 環 境 保 全 対 策	<p>(浸出液処理設備の維持管理及び水質検査等)</p> <p>ア 維持管理及びその実施機関</p>

維持管理項目	内 容			
	(設計流入水質、設計放流水質、維持管理上達成するとして数値) (単位 mg/l)			
	項 目	設計流入水質	設計放流水質	維持管理上達成することとした数値
	アルキル水銀化合物			
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			
	カドミウム及び その化合物			
	鉛及びその化合物			
	有機リン化合物			
	六価クロム化合物			
	砒 素 及 び その化合物			
	シアン化合物			
	ホリ塩化ビフェニル			
	トリクロロ エチレン			
	テトラクロロ エチレン			
	ジクロロメタン			
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				

維持管理項目	内 容			
	(設計流入水質、設計放流水質、維持管理上達成するとして数値) (単位 mg/l)			
	項 目	設計流入水質	設計放流水質	維持管理上達成することとした数値
	1, 1-ジクロロエチレン			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン			
	1, 1, 1-トリクロロエタン			
	1, 1, 2-トリクロロエタン			
	1, 3-ジクロロプロパン			
	チ ウ ラ ム			
	シ マ ジ ン			
	チオベンカルブ			
	ベ ン ゼ ン			
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物			
	1, 4-ジオキサソール			
	ほ う 素 及 び そ の 化 合 物			
	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物			
ア ン モ ニ ア 、 ア ン モ ニ ア 化 合 物 、 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物				

維持管理項目	内 容			
	(設計流入水質、設計放流水質、維持管理上達成するとして数値) (単位 mg/l)			
	項 目	設計流入水質	設計放流水質	維持管理上達成することとした数値
	水素イオン濃度			
	生物化学的酸素 要 求 量			
	化 学 的 酸 素 要 求 量			
	浮 遊 物 質 量			
	n-Hex 抽出物質 (鉱油類) 含有量			
	n-Hex 抽出物質 (動植物油脂類) 含 有 量			
	フ ェ ノ ール 類 含 有 量			
	銅 含 有 量			
	亜 鉛 含 有 量			
	溶 解 性 鉄 含 有 量			
	溶解性マンガン 含 有 量			
	クロム含有量			
大 腸 菌 数				
窒 素 含 有 量				

維持管理項目	内 容			
	(設計流入水質、設計放流水質、維持管理上達成するとしてした数値) (単位 mg/l)			
	項 目	設計流入水質	設計放流水質	維持管理上達成することとした数値
	ニッケル及びその化合物			
	外 観			
	臭 気			
	ダイオキシン類			
	<p>イ 水質検査</p> <p>(ア) 保有水等の検査項目、頻度及び検査機関</p> <p>(イ) 浸出液処理水の検査項目、頻度及び検査機関</p> <p>(ウ) 放流水の検査項目、頻度及び検査機関</p> <p>ウ 機能検査及びその実施機関</p> <p>(遮水工の点検及び地下水の水質検査)</p> <p>ア 遮水工の点検及びその実施機関</p> <p>イ 地下水の水質検査の検査項目、頻度及び検査機関</p>			

維持管理項目	内 容
	<p>(飛散防止)</p> <p>(防音及び騒音調査)</p> <p>ア 防音</p> <p>イ 騒音調査及びその実施機関</p> <p>(ガス抜き及び悪臭防止)</p> <p>ア ガス抜き方法及び施工時期</p> <p>イ 発生ガスの検査項目、頻度及び検査機関</p> <p>(そ族・害虫防除)</p>

維持管理項目	内 容
(6) 年末年始などの長期にわたる作業の休止時の対応	
(7) 事故、故障、災害などの緊急時の対応	
(8) 残容量の測定方法	

維持管理等の項目	内 容
(2) 防 災 対 策	
(3) 防 火 対 策	
(4) 環 境 保 全 対 策	

維持管理等の項目	内 容
(5) 事故、故障、災害などの緊急時の対応	
(6) 土 地 利 用	<p>(廃止前の土地利用)</p> <p>(跡地利用面積及びその内容)</p>
(7) 廃止時期の確認	(検査項目及び検査機関)

11 廃止後の跡地管理

(1) 跡地利用の内容及びその地番・面積

12 最終処分場設置・管理費見積り

	年	年	年	年	計
ア 工 事 費					
イ 埋立中の維持 管 理 費					
ウ 最終覆土及び 造 成 工 事 費					
エ 埋立終了から 廃 止 までの 維 持 管 理 費					
オ そ の 他					
合 計					
財源確保方法 及びその金額					

(1) 工事費

	区 分	年	年	年	年	計
本 工 事 費	ア 土木工事 前処理設備工事 擁壁流出防止設備工事 地滑り防止工事 沈下防止工事 遮水工事 雨水等集・排水設備工事 保有水等集水設備工事 浸出液処理設備工事 飛散防止設備工事 発生ガス対策設備工事 防火設備等工事 [工事 工事] イ 機械工事 浸出液処理設備工事 [工事 工事] ウ 配管工事 エ 電気工事 オ 計装工事 カ 共通仮設費 キ 現場管理費 ク 一般管理費 (土木工事費計)					
附 帯 工 事 費	ア 土木工事 搬入道路工事費 [工事 工事] イ 機械工事 ウ 配管工事 エ 電気・計装工事 オ 共通仮設費 カ 現場管理費 キ 一般管理費 (土木工事費計)					
調 査 費	ア 調査費 イ 測量及び試験費 ウ 設計費 (調査費計)					
	合 計					

(2) 埋立中の維持管理費

区 分	年	年	年	年	計
ア 点検・管理委託費 イ 機械補修費 ウ 水質等検査費 エ 薬品費 オ 電気料 カ 消耗機械経費 キ その他 ()					
合 計					

(3) 最終覆土及び造成工事費

区 分	年	年	年	年	計
ア 覆土購入費 イ 造成工事費 ウ その他 ()					
合 計					

(4) 埋立終了から廃止までの維持管理費

区 分	年	年	年	年	計
ア 点検・管理委託費 イ 機械補修費 ウ 水質等検査費 エ 薬品費 オ 電気料 カ 消耗機械経費 キ その他 ()					
合 計					

(5) その他

区 分	年	年	年	年	計
合 計					

13 最終処分場災害防止計画書

(1) 廃棄物の飛散・流出防止対策

項	目	内 容
ア 廃棄物の飛散 防止対策	囲 い	(構 造) (高 さ)
	覆 土	
	散 水	
	そ の 他 粉 じん 防止対策	
イ 廃棄物の流出 防止対策	擁 壁	(擁壁高) (延 長) (天端幅) (方 式)
	その他の 流出防止 構 造 物	
ウ 上記施設の埋立中における管理（補修）計画		
エ 上記施設の埋立終了後における管理（補修）計画		

(2) 公共の水域及び地下水の汚染防止対策

項	目	内 容
ア 地下水汚染防止対策	遮水工	(鉛直遮水工の工法) (底部遮水工の工法)
	観測井等の設置	(設置場所) (箇所)
	その他の	
	防止対策	
イ 保有水等の放流対策	浸出液	
	処理設備	
	水質検査	
	その他の	
	対策	
ウ	雨水及び湧水の流出防止対策	
エ	埋立地内の保有水等の排除対策	
オ	上記施設の埋立中における管理（補修）計画	
エ	上記施設の埋立終了後における管理（補修）計画	

(3) 火災の発生の防止対策

項	目	内 容
ア 火災防止対策	火気取扱責任者	(氏名)
	火災防止計画	
	火災禁止標識等	(設置の有無) (設置個所数)
	燃料貯蔵施設等	(貯蔵施設の有無) 貯蔵量 (火気使用施設の有無)
イ 消火機材	貯 水 槽	(容量) m ²
	消 火 用 動 力 ポ ン プ	(ポンプ) 台 規格 (給水ホース) 本 (排水ホース) 本 (筒先) 本
	消 火 器	(設置場所) (設置数) 本
	その他の施設	

事業予定計画書

年 月 日

神奈川県 地域県政総合センター所長 殿

住 所
氏 名
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕
電 話

廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱第11条の規定により、次のとおり提出します。

（生活環境影響調査実施結果の写しを添付）

関係者意見報告書

年 月 日

神奈川県 地域県政総合センター所長 殿

住 所

氏 名
〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕

電 話 番 号

廃棄物最終処分場の設置に関する審査要綱第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

施設の設置場所	
説明会の開催日時	
意見を述べた関係者数	
連絡先	部 課 係 電話番号 (内線) 担当者氏名
備考	

(注) この報告書には、関係者が意見を記載して提出した書面(関係者意見書)の写しと関係者の意見に対する事業計画者の見解を記載した書面(見解書)を添付すること

見 解 書

施設の設置場所		
事業計画者の住所		
事業計画者の氏名 法人にあつては、 名称及び代表者 の 氏 名		
意見書の番号	意見書に対する見解	
備 考		